

労災レセプト電算処理システム

オンライン又は光ディスク等による
請求に係る記録条件仕様（歯科用）

平成24年11月版

厚生労働省労働基準局

〈 目 次 〉

第1章 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する事項	1
1 電気通信回線	1
2 取り扱う情報	1
3 方式	1
(1) 記録形式	1
(2) ファイル構成	1
(3) 情報表記仕様	1
ア 請求ファイルの構成	1
イ 請求ファイル構成イメージ	2
ウ レコード形式	3
エ 内容を表現する文字の符号	5
オ 全角カナの範囲	6
(4) 各種レコードの記録要領に関する事項	6 (別冊1)
ア 受付情報	別冊1
(ア) 受付情報レコード	
(イ) マルチボリューム識別情報	
イ 医療機関情報	別冊2
医療機関情報レコード	
ウ レセプト共通情報	別冊3
レセプト共通レコード	
エ レセプト情報	別冊5
労災レセプトレコード	
オ 傷病名部位情報	別冊7
傷病名部位レコード	
カ 労災診療行為情報	別冊9
(ア) 労災歯科診療行為レコード	
(イ) 労災医科診療行為レコード	
(ウ) 医薬品レコード	
(エ) 特定器材レコード	
(オ) コメントレコード	
キ 症状詳記情報	別冊21
症状詳記レコード	
ク 労災診療費請求書情報	別冊22
労災診療費請求書レコード	

第2章 光ディスク等を用いた費用の請求に関する事項	7
1 光ディスクに関する事項	7
(1) コンパクトディスク (CD-R)	7
ア 媒体関連仕様	7
イ 情報表記仕様	8
ウ 各種レコードの記録要領に関する事項	8
(2) マグネットオプティカルディスク (MO)	8
ア 媒体関連仕様	8
イ 情報表記仕様	9
ウ 各種レコードの記録要領に関する事項	9
2 フレキシブルディスク (FD) に関する事項	9
(1) 媒体関連仕様	9
(2) 情報表記仕様	10
(3) 各種レコードの記録要領に関する事項	10

別表 各種コードに関する事項

別表1 都道府県コード	1 (別表)
別表2 点数表コード	2 (別表)
別表3 年号区分コード	2 (別表)
別表4 施設基準届出コード	2 (別表)
別表5 男女区分コード	2 (別表)
別表6 病棟区分コード	2 (別表)
別表7 未来院請求コード	3 (別表)
別表8 業務災害・通勤災害コード	3 (別表)
別表9 帳票種別コード	3 (別表)
別表10 新継再別コード	3 (別表)
別表11 転帰事由コード	3 (別表)
別表12 歯種コード	4 (別表)
別表13 状態コード	7 (別表)
別表14 部分コード	7 (別表)
別表15 病態移行コード	7 (別表)
別表16 主傷病コード	7 (別表)
別表17 医薬品区分コード	8 (別表)
別表18 診療識別コード(歯科)	8 (別表)
別表19 特定器材単位コード	9 (別表)
別表20 特定器材加算等コード	10 (別表)
別表21 症状詳記区分コード	11 (別表)
別表22 病院・診療所区分コード	11 (別表)
別表23 都道府県労働局コード	12 (別表)
別表24 労働基準監督署コード	13 (別表)

別添

第1章 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する事項

都道府県労働局の使用に係る電子計算機と、労災保険指定医療機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用した費用の請求を行う場合の電気通信回線及び取り扱う情報並びに方式については、本章の定めるところによる。

1 電気通信回線

電気通信回線は、ISDN回線を利用したダイヤルアップ接続、閉域IP網を利用したIP-VPN接続又はオープンなネットワークにおいてはIPsec（IETF（Internet Engineering Task Force）において標準とされた、IP（Internet Protocol）レベルの暗号化機能。認証や暗号のプロトコル、鍵交換のプロトコル、ヘッダー構造など複数のプロトコルの総称）とIKE（Internet Key Exchange；IPsecで用いるインターネット標準の鍵交換プロトコル）を組み合わせた接続とする。

2 取り扱う情報

労災診療費請求内訳書情報及び労災診療費請求書情報とする。

3 方式

（1）記録形式

C S V形式とする。

（2）ファイル構成

ファイル名を“RRESnnmm”とし、拡張名を“UKE”とする。

nn=2桁の連番（原則として、請求月単位に重複しないこととする。）

mm=2桁の連番（受付情報レコードのマルチボリューム識別情報の値と同じ値とする。）

例】 RRES0100.UKE

（3）情報表記仕様

ア 請求ファイルの構成

ファイルの構成は、次のとおりとする。

（ア）ファイルは、1ボリューム複数ファイルを可とする。

（イ）ファイルの作成単位は、初回分の請求については、傷病労働者の所属事業場を管轄する労働基準監督署ごとに1つの請求書ファイルにまとめて、また、2回目以降の請求については、すべてを1つの請求書ファイルにまとめて作成する。（1ファイルに添付できる内訳書添付枚数は、最大で997枚とする。）

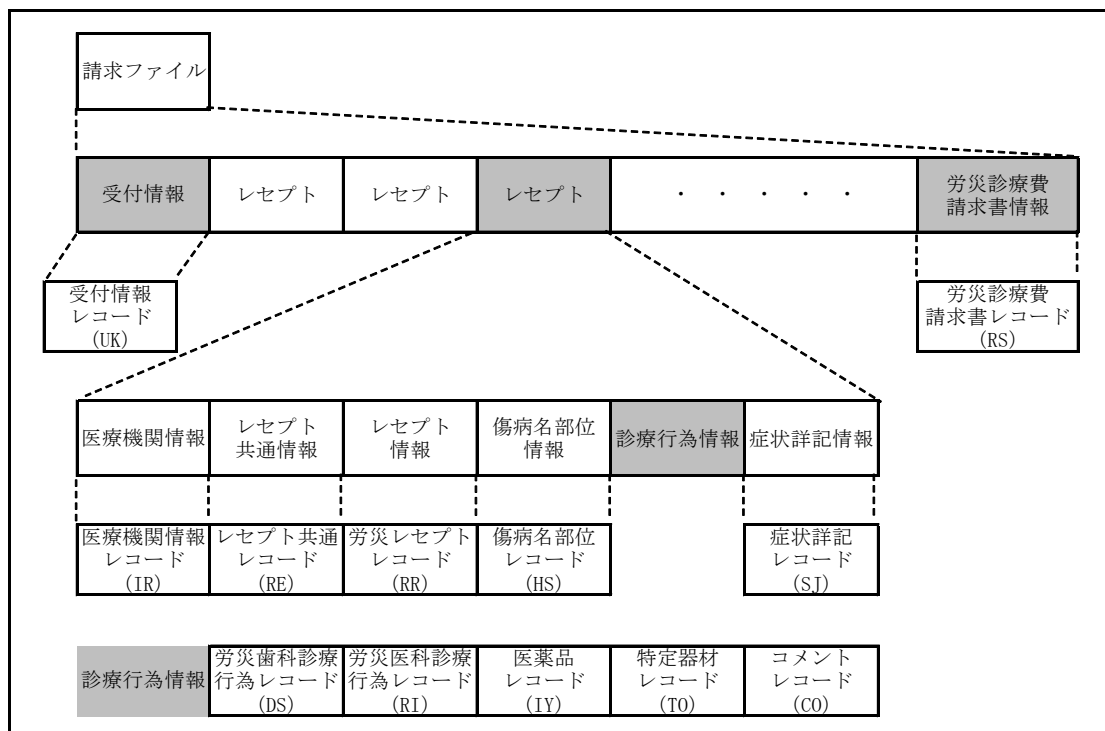
（ウ）1ボリュームに収まらないような労災保険指定医療機関単位のレセプトは、レセプト単位に分割して別ボリュームに記録する。

（エ）ファイルは、改行コードにより複数レコードに分割し、レコードの組み合わせにて構成する。

- (オ) ファイルは、受付情報、レセプト及び労災診療費請求書情報により構成し、
労災保険指定医療機関単位に医療機関情報、レセプト、労災診療費請求書情報
の順に記録する。
- (カ) 受付情報は、受付情報レコードにより構成する。
- (キ) レセプトは、医療機関情報、レセプト共通情報、レセプト情報、傷病名部
位情報、診療行為情報及び症状詳記情報により構成する。
- (ク) 医療機関情報は、医療機関情報レコードにより構成し、レセプトの先頭に
記録する。
- (ケ) レセプト共通情報は、レセプト共通レコードにより構成する。
- (コ) レセプト情報は、労災レセプトレコードで構成する。
- (サ) 傷病名部位情報は、傷病名部位レコードにより構成する。(複数記録可能)
- (シ) 診療行為情報は、労災歯科診療行為レコード、労災医科診療行為レコード、
医薬品レコード、特定器材レコード及びコメントレコードにより構成する。
(複数記録可能)
- (ス) 症状詳記情報は、症状詳記レコードにより構成する。(複数記録可能)
- (セ) 労災診療費請求書情報は、労災診療費請求書レコードにより構成する。
- (ソ) ファイル最終レコードの最終部分は、改行コードの後にファイルの終わり
を示す1バイトの文字列(以下「EOFコード」という。)を記録する。
- (タ) レセプトデータを複数ボリュームに分割して記録する場合、受付情報レコ
ード及び労災診療費請求書レコードのマルチボリューム識別情報に複数ボ
リューム間の関連付け情報を記録する。

イ 請求ファイル構成イメージ

請求ファイル構成イメージは、下図のとおりである。



ウ レコード形式

(ア) レコード形式は可変長レコードとし、各レコードの末尾には、改行コードを記録する。

(イ) レコードにおける各項目間は、項目の区切りを示す1バイトの文字列“ , ” (以下「カンマ」という。) で区切り識別する。

(ウ) 各項目は、最大バイト数を規定するのみとする。

項目形式が固定の項目については、最大バイト数までの記録を必須とする。項目形式が可変の項目で記録内容が最大桁数に満たない場合は、有効桁数までの記録としても差し支えないものとする。

モードごとの有効桁の判断は下表のとおりとする。

モード	有効桁の判断
数字モード	上位桁の“ゼロ”を除いた数字
英数モード	有効文字以降に継続する“英数スペース”を除いた英数文字
英数モード (小数点付き数字)	上位桁の“ゼロ”及び小数点以下の下位桁の“ゼロ”を除いた数字(小数点以下がすべてゼロの場合は小数点も除く。)
漢字モード	有効文字以降に継続する“漢字スペース”を除いた漢字文字

(エ) レコードの種類は、受付情報(受付情報レコード)、医療機関情報(医療機関情報レコード)、レセプト共通情報(レセプト共通レコード)、レセプト情報(労災レセプトレコード)、傷病名部位情報(傷病名部位レコード)、診療行為情報(労災歯科診療行為レコード、労災診療行為レコード、医薬品レコード、特定器材レコード及びコメントレコード)、症状詳記情報(症状詳記レコード)及び労災診療費請求書情報(労災診療費請求書レコード)とする。

(オ) 各レコードの先頭には、下表のとおりレコードの識別情報を記録する。

レコード種別		モード	バイト	識別情報	備考
受付情報レコード		英数	2	UK	労災診療費請求書単位データの先頭に記録必須
医療機関情報レコード				IR	レセプト単位データの先頭に記録必須
レセプト共通レコード				RE	全レセプトに記載必須
レセプト情報	労災レセプトレコード			RR	労災保険レセプトの場合に記録
傷病名部位レコード				HS	傷病名部位を記録
診療行為情報	労災歯科診療行為レコード			DS	労災歯科診療行為を記録
	労災医科診療行為レコード			RI	労災医科診療行為を記録
	医薬品レコード			IY	医薬品を記録
	特定器材レコード			TO	特定器材を記録
	コメントレコード			CO	コメントを記録
症状詳記レコード		SJ	症状詳記を記録		
労災診療費請求書レコード		RS	労災診療費請求書単位データの最後に記録必須		

※ 労災歯科診療行為とは、歯科診療報酬点数表に搭載されている事項及び「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」に搭載されている事項である。

エ 内容を表現する文字の符号

内容を記録する文字の符号は、J I S X 0 2 0 1 - 1 9 7 6 の 8 単位符号及び J I S X 0 2 0 8 - 1 9 8 3 の 附属書 1 にて規定されているシフト符号化表現 (シフト J I S) によるものとする。

なお、内容を記録する文字以外の制御符号は、下表のとおりとする。

符号名称	図形記号	16進数 ※	バイト数	用途
カンマ	,	(2C)	1	項目の区切りを表現する。
引用符	"	(22)	1	使用しない。
改行コード		(0D) (0A)	2	レコードの区切りを表現する。
E O F コード		(1A)	1	ファイルの終わりを表現する。

※16進数は、0 から 9 及び A から F を括弧でくくって表現する。

オ 全角カナの範囲

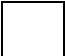

全角カナのみ記録可能な項目は、下表で示したシフト J I S コードを使用するものとする。

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	A	B	C	D	E	F
8140		、	。	，	．	・	：	；	？	！	`	°	´	、	¨	^
8150	—	—	、	、	、	、	、	、	、	、	○	—	—	—	／	＼
8160	～			…	..	‘	’	“	”	()	[]	[]	{
8170	}	<	>	《	》	「	」	『	』	【	】	+	—	±	×	

ゝ

82E0	も	や	や	ゆ	ゆ	よ	よ	ら	り	る	れ	ろ	わ	わ	ゐ	ゑ
82F0	を	ん	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			
8340	ア	ア	イ	イ	ウ	ウ	エ	エ	オ	オ	カ	ガ	キ	ギ	ク	グ
8350	ケ	ゲ	コ	ゴ	サ	ザ	シ	ジ	ス	ズ	セ	ゼ	ソ	ゾ	タ	ダ
8360	チ	チ	ッ	ツ	ツ	テ	テ	ト	ド	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	バ
8370	パ	ヒ	ビ	ピ	フ	ブ	プ	ヘ	ベ	ペ	ホ	ボ	ポ	マ	ミ	
8380	ム	メ	モ	ヤ	ヤ	ユ	ユ	ヨ	ヨ	ラ	リ	ル	レ	ロ	ワ	ワ
8390	キ	エ	ヲ	ン	ヴ	カ	ケ	・	・	・	・	・	・	・	・	A
83A0	B	Γ	Δ	E	Z	H	Θ	I	K	Λ	M	N	Ξ	O	Π	P
83B0	Σ	T	Υ	Φ	X	Ψ	Ω	・	・	・	・	・	・	・	・	α
83C0	β	γ	δ	ε	ζ	η	θ	ι	κ	λ	μ	ν	ξ	ο	π	ρ
83D0	σ	τ	υ	φ	χ	ψ	ω	・	・	・	・	・	・	・	・	・
83E0	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
83F0	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			

(Shift-JIS コード表より抜粋)

	使用可能
	使用不可能

- (4) 各種レコードの記録要領に関する事項
※別冊参照

第2章 光ディスク等を用いた費用の請求に関する事項

労災保険指定医療機関から都道府県労働局への費用の請求を行う場合の光ディスク又はフレキシブルディスクに係る規格及び方式については、本章に定めるところによる。

なお、取り扱う情報については、第1章と同じとする。

また、光ディスク等の記録形式をMS-DOSフォーマットのCSV形式とする。

1 光ディスクに関する事項

(1) コンパクトディスク (CD-R)

ア 媒体関連仕様

(ア) 媒体及び物理フォーマット

JIS TS X 0025-2005の規格に適合する120mmコンパクトディスクを使用する。

(イ) 論理フォーマット

論理フォーマットは、ISO 9660形式(レベル1)に準拠する。

書き込みは、ディスクアットワンス(シングルセッション方式)方式とする。

(ウ) ファイル構成

光ディスクのファイル構成は、次に規定するものを除き、JIS X 0605-1997に準拠する。

a ルートディレクトリのディレクトリ項目は、次のとおりとする。

(a) ボリュームラベル項目の有無は、任意とする。

(b) サブディレクトリ指示項目は、あってはならない。

(c) ディレクトリ項目のうち、使用中のファイル項目を下表に示す。

文字位置	名前	内容
1～8	名前	“RRESnnmm” nn=01～99 mm=00～99
9～11	拡張名	“UKE”
12	属性	(00)又は(20)
13～22	予約	JIS X 0605-1997に準拠
23、24	記録時刻	JIS X 0605-1997に準拠
25、26	記録日付	JIS X 0605-1997に準拠
27、28	先頭クラスタ番号	JIS X 0605-1997に準拠
29～32	ファイル長	JIS X 0605-1997に準拠

注1 文字列は、記述する文字を引用符でくくって表現する。

2 16進数は、0から9及びAからFを括弧でくくって表現する。

b その他のディレクトリ項目は、すべて空きディレクトリ項目でなければならない。

イ 情報表記仕様

(ア) 請求ファイルの構成

第1章-3-(3)-アの「電気通信回線」の「請求ファイルの構成」と同じ。

(イ) 請求ファイル構成イメージ

第1章-3-(3)-イの「電気通信回線」の「請求ファイル構成イメージ」と同じ。

(ウ) レコード形式

第1章-3-(3)-ウの「電気通信回線」の「レコード形式」と同じ。

(エ) 内容を表現する文字の符号

第1章-3-(3)-エの「電気通信回線」の「内容を表現する文字の符号」と同じ。

ウ 各種レコードの記録要領に関する事項

(ア) 受付情報

第1章-3-(4)-アの「電気通信回線」の「受付情報」と同じ。

(イ) 医療機関情報

第1章-3-(4)-イの「電気通信回線」の「医療機関情報」と同じ。

(ウ) レセプト共通情報

第1章-3-(4)-ウの「電気通信回線」の「レセプト共通情報」と同じ。

(エ) レセプト情報

第1章-3-(4)-エの「電気通信回線」の「レセプト情報」と同じ。

(オ) 傷病名部位情報

第1章-3-(4)-オの「電気通信回線」の「傷病名部位情報」と同じ。

(カ) 診療行為情報

第1章-3-(4)-カの「電気通信回線」の「診療行為情報」と同じ。

(キ) 症状詳記情報

第1章-3-(4)-キの「電気通信回線」の「症状詳記情報」と同じ。

(ク) 労災診療費請求書情報

第1章-3-(4)-クの「電気通信回線」の「労災診療費請求書情報」と同じ。

(2) マグネットオプティカルディスク (MO)

ア 媒体関連仕様

(ア) 媒体及び物理フォーマット

J I S X 6 2 7 5 - 1 9 9 7 に適合する 9 0 m m 2 3 0 M B 又は J I S X 6 2 7 7 - 1 9 9 8 に適合する 9 0 m m 6 4 0 M B の光ディスクを使用する。

(イ) 論理フォーマット

光ディスクの論理フォーマットは、J I S X 0 6 0 5 - 1 9 9 7に規定する情報記録方式に準拠する。

(ウ) ファイル構成

第2章-1-(1)-ア-ウの「コンパクトディスク(CD-R)」の「ファイル構成」と同じ。

イ 情報表記仕様

(ア) 請求ファイルの構成

第1章-3-(3)-アの「電気通信回線」の「請求ファイルの構成」と同じ。

(イ) 請求ファイル構成イメージ

第1章-3-(3)-イの「電気通信回線」の「請求ファイル構成イメージ」と同じ。

(ウ) レコード形式

第1章-3-(3)-ウの「電気通信回線」の「レコード形式」と同じ。

(エ) 内容を表現する文字の符号

第1章-3-(3)-エの「電気通信回線」の「内容を表現する文字の符号」と同じ。

ウ 各種レコードの記録要領に関する事項

(ア) 受付情報

第1章-3-(4)-アの「電気通信回線」の「受付情報」と同じ。

(イ) 医療機関情報

第1章-3-(4)-イの「電気通信回線」の「医療機関情報」と同じ。

(ウ) レセプト共通情報

第1章-3-(4)-ウの「電気通信回線」の「レセプト共通情報」と同じ。

(エ) レセプト情報

第1章-3-(4)-エの「電気通信回線」の「レセプト情報」と同じ。

(オ) 傷病名部位情報

第1章-3-(4)-オの「電気通信回線」の「傷病名部位情報」と同じ。

(カ) 診療行為情報

第1章-3-(4)-カの「電気通信回線」の「診療行為情報」と同じ。

(キ) 症状詳記情報

第1章-3-(4)-キの「電気通信回線」の「症状詳記情報」と同じ。

(ク) 労災診療費請求書情報

第1章-3-(4)-クの「電気通信回線」の「労災診療費請求書情報」と同じ。

2 フレキシブルディスク(FD)に関する事項

(1) 媒体関連仕様

ア 媒体及び物理フォーマット

(ア) 媒体

J I S X 6 2 2 3 - 1 9 8 7 の規格に適合するフレキシブルディスクを使用する。

(イ) 物理フォーマット

物理フォーマットは、J I S X 6 2 2 5 - 1 9 9 5 に規定する情報記録方式に準拠する。

イ 論理フォーマット

論理フォーマットは、J I S X 0 6 0 5 - 1 9 9 7 に規定する情報記録方式に準拠する。

ウ ファイル構成

第 2 章 - 1 - (1) - ア - (ウ) の「コンパクトディスク (C D - R) 」の「ファイル構成」と同じ。

(2) 情報表記仕様

ア 請求ファイルの構成

第 1 章 - 3 - (3) - ア の「電気通信回線」の「請求ファイルの構成」と同じ。

イ 請求ファイル構成イメージ

第 1 章 - 3 - (3) - イ の「電気通信回線」の「請求ファイル構成イメージ」と同じ。

ウ レコード形式

第 1 章 - 3 - (3) - ウ の「電気通信回線」の「レコード形式」と同じ。

エ 内容を表現する文字の符号

第 1 章 - 3 - (3) - エ の「電気通信回線」の「内容を表現する文字の符号」と同じ。

(3) 各種レコードの記録要領に関する事項

ア 受付情報

第 1 章 - 3 - (4) - ア の「電気通信回線」の「受付情報」と同じ。

イ 医療機関情報

第 1 章 - 3 - (4) - イ の「電気通信回線」の「医療機関情報」と同じ。

ウ レセプト共通情報

第 1 章 - 3 - (4) - ウ の「電気通信回線」の「レセプト共通情報」と同じ。

エ レセプト情報

第 1 章 - 3 - (4) - エ の「電気通信回線」の「レセプト情報」と同じ。

オ 傷病名部位情報

第 1 章 - 3 - (4) - オ の「電気通信回線」の「傷病名部位情報」と同じ。

カ 診療行為情報

第 1 章 - 3 - (4) - カ の「電気通信回線」の「診療行為情報」と同じ。

キ 症状詳記情報

第 1 章 - 3 - (4) - キ の「電気通信回線」の「症状詳記情報」と同じ。

ク 労災診療費請求書情報

第1章-3-(4) -クの「電気通信回線」の「労災診療費請求書情報」と同じ。

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）平成24年11月版

(4) 各種レコードの記録要領に関する事項

モードは入力する文字の種類、最大バイトは項目の最大バイト数、項目形式は項目長が固定長か可変長かを示す。

ア 受付情報

(ア) 受付情報レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“UK”を記録する。	
予備1	数字	1	可変	記録を省略する。	
都道府県	数字	2	固定	保険医療機関の所在する都道府県コード（別表1）を記録する。	
点数表	数字	1	固定	点数表コード（別表2）を記録する。	
指定病院等の番号	数字	7	固定	労災保険指定医療機関番号7桁（医療機関に所在地を管轄する都道府県労働局が医療機関ごとに振り出した番号）を記録する。	
予備2	数字	2	可変	記録を省略する。	
医療機関名称	漢字	40	可変	1 労災保険指定医療機関の名称を記録する。 2 労災保険指定医療機関名称が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。	
請求年月	数字	5	固定	1 請求年月を和暦で年号区分コード（別表3）を含めた形で記録する。 2 数字“GYMM”の形式で記録する。	1つの請求書ファイルに記録されているレセプト情報の最新の療養年月を記録する。（診療年月が平成24年4月と平成24年5月のレセプト情報が記録されている場合には、42405となる）
届出	英数	40	可変	1 労災保険指定医療機関が地方厚生（支）局長に届け出た施設基準届出コード（別表5）を順次、記録する。 ただし、最大11コードまでの記録を限度とする。 2 記録する際には、必ず2の倍数のバイト数となる。 3 記録する届出が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。 4 その他の場合は記録を省略する。	最大バイトは40であるが、実質上、施設基準届出コード（別表5）に掲げる11コードまでの記録を限度とする。（同一コードの重複記録は不可。）
マルチボリューム識別情報	数字	2	固定	都道府県労働局へ提出するボリューム単位毎に“00”から昇順に2桁の連続番号を記録する。	

注 GYMM のG は年号区分コード（別表3）、YY は和暦年、MM は月を示す。

(イ) マルチボリューム識別情報

マルチボリューム識別情報の記録は、次のとおりとする。

ボリューム1

受付情報 “00”	レセプト1	...	レセプトx	労災診療費請求書 情報“01”
--------------	-------	-----	-------	--------------------

ボリューム2

受付情報 “01”	レセプトx+1	...	レセプトy	労災診療費請求書 情報“02”
--------------	---------	-----	-------	--------------------

ボリューム3

受付情報 “02”	レセプトy+1	...	レセプトz	労災診療費請求書 情報“99”
--------------	---------	-----	-------	--------------------

注1 引用符内の数字は、マルチボリューム識別情報を示す。

2 1レセプトのデータが複数ボリュームにまたがらないように、レセプト単位に分割して記録する。

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）平成24年11月版

イ 医療機関情報
医療機関情報レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“IR”を記録する。	
予備1	数字	1	可変	記録を省略する。	
都道府県	数字	2	固定	労災保険指定医療機関の所在する都道府県コード（別表1）を記録する。	
点数表	数字	1	固定	保険医療機関が使用する点数表コード（別表2）を記録する。	
医療機関コード	数字	7	固定	保険医療機関について定められた医療機関コードを記録する。	
予備2	数字	2	可変	記録を省略する。	
請求年月	数字	5	固定	1 請求年月を和暦で年号区分コード（別表3）を含めた形で記録する。 2 数字“GYMM”の形式で記録する。	1つの請求書ファイルに記録されているレセプト情報の最新の療養年月を記録する。（診療年月が平成24年4月と平成24年5月のレセプト情報が記録されている場合には、42405となる）
電話番号	英数	15	可変	1 労災保険指定医療機関の電話番号を記録する。 2 電話番号は市外局番、市内局番及び加入者番号を記録する。この場合において、各番号の間にはカッコ又はハイフンを用いることができる。 3 電話番号が15バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。 4 電話番号の記録は任意であり、記録しない場合は記録を省略する。	
届出	英数	40	可変	1 入院外レセプトの場合、労災保険指定医療機関が地方厚生（支）局長に届け出た施設基準届出コード（別表4）を順次、記録する。ただし、最大11コードまでの記録を限度とする。 2 記録する際には、必ず2の倍数のバイト数となる。 3 記録する届出が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。 4 その他の場合は記録を省略する。	最大バイトは40であるが、実質上、施設基準届出コード（別表5）に掲げる11コードまでの記録を限度とする。（同一コードの重複記録は不可。）

注 GYYMM のG は年号区分コード（別表3）、YY は和暦年、MM は月を示す。

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）平成24年11月版

ウ レセプト共通情報
レセプト共通レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“RE”を記録する。	
レセプト番号	数字	6	可変	1 レコードが属するレセプト番号を記録する。 2 レセプト番号は、レセプト記録順に1から昇順に連続番号を記録する。 3 有効桁数が6桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。	
予備1	数字	4	可変	記録を省略する。	
予備2	数字	5	可変	記録を省略する。	
労働者の氏名	英数 漢字	40	可変	1 姓名を記録する。 2 姓と名の間に“スペース”を1桁記録する。 3 姓名が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。 4 英数モードと漢字モードの文字を混在して記録しない。	モード毎の桁数は次のとおりとする。 英数：40桁 漢字：20桁
男女区分	数字	1	固定	男女区分コード（別表5）を記録する。	
生年月日	数字	7	固定	1 生年月日を和暦で年号区分コード（別表3）を含めた形で記録する。 2 数字“GYMMDD”の形式で記録する。	
予備3	数字	3	可変	記録を省略する。	
入院年月日	数字	7	可変	1 入院年月日を和暦で年号区分コード（別表3）を含めた形で記録する。 2 数字“GYMMDD”の形式で記録する。 3 入院レセプト以外の場合は、記録を省略する。	
診療開始日	数字	7	可変	1 入院外レセプトの場合のみ、診療を開始した年月日を和暦で年号区分コード（別表3）を含めた形で記録する。 2 数字“GYMMDD”の形式で記録する。 3 入院レセプトの場合は、記録を省略する。	
予備4	数字	1	可変	記録を省略する。	
病棟区分	英数	8	可変	1 当該患者が入院している病院又は病棟の種類に該当する場合のみ、病棟区分コード（別表6）を記録する。 2 月途中で異なる病棟区分に移動した場合は、移動した順に記録する。 ただし、最大4つまでの記録を限度とする。 3 記録する際には、必ず2の倍数のバイト数となる。 4 記録する病棟区分が8バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。 5 その他の場合は、記録を省略する。	
予備5	数字	1	可変	記録を省略する。	
予備6	英数	10	可変	記録を省略する。	
予備7	数字	4	可変	記録を省略する。	
カルテ番号等	英数	20	可変	1 カルテ番号又は患者ID番号等を記録する。 2 記録するカルテ番号又は患者ID番号等が20バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。 3 カルテ番号又は患者ID番号等の記録は任意であり、記録しない場合は記録を省略する。	コンマと引用符は内容を記録する文字として使用できないため、記録しない。
予備8	数字	2	可変	記録を省略する。	
予備9	数字	2	可変	記録を省略する。	
未来院請求	数字	2	可変	1 未来院請求を行う場合は、未来院請求コード（別表7）を記録する。 2 その他の場合は記録を省略する。	

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）平成24年11月版

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
電算処理受付番号	英数	20	可変	1 電算処理受付番号を記録する。（20桁で構成する。） 2 一次請求の場合は、記録を省略する。 3 オンライン請求において、都道府県労働局からオンラインで返戻される返戻ファイルの請求データに記録する。なお、光ディスク等を用いた請求の場合は、記録を省略する。	
記録条件仕様年月情報	数字	5	可変	1 記録条件仕様公表年月を“GYMM”の形式で記録する。 2 一次請求の場合は、記録を省略する。 3 オンライン請求において、都道府県労働局からオンラインで返戻される返戻ファイルの請求データに記録する。なお、光ディスク等を用いた請求の場合は、記録を省略する。	
予備10	数字	40	可変	記録を省略する。	
予備11	数字	2	可変	記録を省略する。	
予備12	数字	3	可変	記録を省略する。	
予備13	数字	3	可変	記録を省略する。	

注1 GYMM(DD)のG は年号区分コード（別表3）、YY は和暦年、MM は月、DD は日を示す。

- 2 「返戻ファイル」については、「労災レセプト電算処理システム オンラインによる返戻ファイル及び再請求ファイルに係る 記録条件仕様（歯科用）」を参照。

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）平成24年11月版

エ レセプト情報
労災レセプトレコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“RR”を記録する。	
回数 (同一傷病について)	数字	3	可変	1 同一傷病の回数を記録する。 2 有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 同一傷病の回数を記録できない場合は、記録を省略する。	
業務災害・通勤災害の 区分	数字	1	固定	業務災害・通勤災害コード(別表8)を記録する。	
帳票種別	数字	1	固定	帳票種別コード(別表9)を記録する。	
年金証書番号	数字	9	可変	1 傷病労働者の年金証書の番号を「療養の給付請求書」、「指定病院等(変更)届」等により確認の上、記録する。 2 年金証書番号が付与されていない傷病労働者の場合は、記録を省略する。	
労働保険番号	数字	14	可変	1 傷病労働者の所属する事業場の労働保険番号を「療養の給付請求書」、「指定病院等(変更)届」等により確認の上、記録する。 2 上記1の労働保険番号が不明の場合は、「99999999999999」を記録する。 3 年金証書番号が付与されている傷病労働者の場合は、記録を省略する。	
傷病年月日	数字	7	可変	1 傷病年月日(傷病労働者の負傷又は発病年月日)を「療養の給付請求書」、「指定病院等(変更)届」等により確認の上、和暦で年号区分コード(別表3)を含めた形で記録する。 2 数字“GYMMDD”の形式で記録する。 3 年金証書番号が付与されている傷病労働者の場合、記録を省略する。	
新継再別	数字	1	固定	新継再別コード(別表10)を記録する。	
転帰事由	数字	1	固定	傷病労働者の最終の状態について、転帰事由コード(別表11)を記録する。	
療養期間－初日	数字	7	固定	1 当該診療費の計算の基礎となった療養期間の初日を和暦で年号区分コード(別表3)を含めた形で記録する。 2 数字“GYMMDD”の形式で記録する。	
療養期間－末日	数字	7	固定	1 当該診療費の計算の基礎となった療養期間の末日を和暦で年号区分コード(別表3)を含めた形で記録する。 2 数字“GYMMDD”の形式で記録する。	
診療実日数	数字	3	可変	1 当該診療期間に実際に診療を行った日数を記録する。 2 有効桁数が2桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 文書料のみの請求の場合は、「999」を記録する。	
労働者の氏名(カナ)	漢字 (全角カナのみ)	40	可変	1 姓名を全角カナで記録する。 2 姓と名の間に“スペース”を1文字記録する。 3 姓名が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。 4 20文字を超える部分については省略する。	
事業の名称	漢字	40	可変	1 傷病労働者の所属する事業場の名称を「療養の給付請求書」、「指定病院等(変更)届」等により確認の上、記録する。 2 傷病労働者の所属する事業場の名称が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。	

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）平成24年11月版

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
事業場の所在地	漢字	80	可変	1 傷病労働者の所属する事業場の所在地を「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、記録する。 2 傷病労働者の所属する事業場の所在地が80バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。	
傷病の経過	漢字	100	可変	1 必ず傷病の経過について詳細に記録する。 2 記録する文字データが100バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。	
小計点数	数字	8	可変	1 点数の小計を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。	
小計点数金額換算(イ)	数字	9	可変	1 点数の小計に「11円50銭」又は「12円」を乗じた金額を記録する。 2 有効桁数が9桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。	
小計金額(ロ)	数字	9	可変	1 金額の小計を記録する。 2 有効桁数が9桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。	
食事療養合計回数	数字	2	可変	1 食事療養の食事回数を記録する。 2 有効桁数が2桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 入院外レセプトの場合は、記録を省略する。	
食事療養合計金額(ハ)	数字	8	可変	1 食事療養の合計金額を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 入院外レセプトの場合は、記録を省略する。	
合計額 (イ)+(ロ)+(ハ)	数字	9	可変	1 小計点数金額換算、小計金額及び食事療養合計金額の合計額を記録する。 2 有効桁数が9桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。	

注 GYMM(DD)のG は年号区分コード（別表3）、YY は和暦年、MM は月、DD は日を示す。

オ 傷病名部位情報
傷病名部位レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“HS”を記録する。	
診療開始日	数字	7	可変	1 入院レセプトの場合1傷病ごとに、診療を開始した年月日を和暦で年号区分コード（別表3）を含めた形で記録する。 2 数字“GYMMDD”の形式で記録する。 3 入院外レセプトの場合は、記録を省略する。	
予備1	数字	1	可変	記録を省略する。	
歯式（傷病名）	英数	384	可変	1 歯種コード4桁（別表12）+状態コード1桁（別表13）+部分コード1桁（別表14）の計6桁を1単位として記録する。 ただし、最大64単位までの記録を限度とする。 2 記録する際には、必ず6の倍数の桁数となる。 3 記録する歯式が384バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。 4 歯式の記録が必要のない場合は、記録を省略する。	
傷病名コード	数字	7	固定	1 別に定める傷病名コードを記録する。 2 未コード化傷病名については“0000999”を記録する。	
修飾語コード	英数	80	可変	1 傷病名コードで規定している傷病名に接頭語又は接尾語を必要とする場合は、別に定める修飾語コードを順に記録すること。ただし、最大20個までの記録を限度とする。 2 記録する際には、必ず4の倍数のバイト数となる。 3 記録する修飾語コードが80バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。 4 その他の場合は、記録を省略する。	
傷病名称	漢字	40	可変	1 未コード化傷病名の場合は、当該傷病名を記録する。 2 傷病名称が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。 3 その他の場合は、記録を省略する。	
併存傷病名数	数字	1	可変	1 歯式に併存する傷病名が複数ある場合は併存する傷病名数を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
病態移行	数字	1	可変	1 症状悪化等、病態に変化があった場合は、病態移行コード（別表15）を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
主傷病	数字	2	可変	1 入院レセプトで当該傷病が主傷病の場合は、主傷病コード（別表16）“01”を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
コメントコード	数字	9	可変	1 傷病名に補足コメントを記録する場合、別に定めるコメントコードを記録する。 2 その他の場合は記録を省略する。	

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
補足コメント	漢字	100	可変	1 文字データを要するコメントコード (810000001) の場合は、文字データを記録す る。 2 文字データを要しないコメントコードの場合 は、記録を省略する。 3 補足コメントが100バイトに満たない場合 は、後続する“スペース”を省略しても差し支え ない。	
歯式（補足コメント）	英数	384	可変	1 補足コメントに歯式が必要な場合に記録す る。 2 歯種コード4桁（別表12）＋状態コード1 桁（別表13）＋部分コード1桁（別表14）の 計6桁を1単位として記録する。 ただし、最大64単位までの記録を限度とす る。 3 記録する際には、必ず6の倍数の桁数とな る。 4 記録する歯式が384バイトに満たない場合 は、後続する“スペース”を省略しても差し支え ない。 5 その他の場合は、記録を省略する。	

注1 GYYMMDD のG は年号区分コード（別表3）、YY は和暦年、MM は月、DD は日を示す。

2 複数歯を記録する場合は右上遠心から右上近心、左上近心から左上遠心、右下遠心から右下近心、
 左下近心から左下遠心へ並べて記録する。

3 乳歯又は過剰歯が同部位に永久歯と並存する場合は、2つの歯式を注1と同じ規則の配列順に並べて記録する。

4 隙の場合は、隙の遠心に存在する歯種を用いて記録する。

なお、正中の場合は右側中切歯を用いて記録する。

5 病態移行を記録する場合は移行前傷病名と移行後傷病名とを別のレコードに分けて記録する。

6 歯種コード、状態コード及び部分コードは、必須コードと任意コードに区分し、後者の使用については当面の間、
 指定医療機関の任意とする。（必須と任意の区分は別表12・13・14を参照。）

7 歯種コード「1000（口腔全体）、1001（上顎歯列）、1002（下顎歯列）、
 1003（右側上顎臼歯）、1004（上顎前歯）、1005（左側上顎臼歯）、1006（左側下顎臼歯）、
 1007（下顎前歯）、1008（右側下顎臼歯）、1010（右上顎歯列）、1020（左上顎歯列）、
 1030（左下顎歯列）、1040（右下顎歯列）」については、歯式を表現するためではなく、口腔全体や上顎歯列といった
 口腔内のブロックを表現するための任意コードであり、「状態コード0、1、2」及び「部分コード0」の
 組合せのみ記録可能とする。

例) 100000と記録した場合 → レセプト表示 口腔全体歯牙部

100010と記録した場合 → レセプト表示 口腔全体部

100020と記録した場合 → レセプト表示 口腔全体欠損部

カ 労災診療行為情報

(ア) 労災歯科診療行為レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“DS”を記録する。	
診療識別	数字	2	可変	1 診療識別コード（別表17）を記録する。 2 診療識別を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
診療行為コード	数字	9	固定	別に定める診療行為コードを記録する。	
診療行為数量データ1	数字	8	可変	1 診療行為コードに数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
診療行為数量データ2	数字	8	可変	1 診療行為コードに数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード1	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード1を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ1	数字	8	可変	1 加算コード1に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード2	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード2を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ2	数字	8	可変	1 加算コード2に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード3	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード3を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ3	数字	8	可変	1 加算コード3に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード4	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード4を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ4	数字	8	可変	1 加算コード4に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
加算コード 5	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード5を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 5	数字	8	可変	1 加算コード5に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード 6	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード6を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 6	数字	8	可変	1 加算コード6に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード 7	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード7を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 7	数字	8	可変	1 加算コード7に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード 8	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード8を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 8	数字	8	可変	1 加算コード8に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード 9	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード9を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 9	数字	8	可変	1 加算コード9に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード 10	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード10を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 10	数字	8	可変	1 加算コード10に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
加算コード 11	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード11を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 11	数字	8	可変	1 加算コード11に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード 12	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード12を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 12	数字	8	可変	1 加算コード12に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード 13	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード13を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 13	数字	8	可変	1 加算コード13に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード 14	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード14を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 14	数字	8	可変	1 加算コード14に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード 15	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード15を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 15	数字	8	可変	1 加算コード15に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード 16	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード16を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 16	数字	8	可変	1 加算コード16に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
加算コード 17	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード17を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 17	数字	8	可変	1 加算コード17に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード 18	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード18を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 18	数字	8	可変	1 加算コード18に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード 19	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード19を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 19	数字	8	可変	1 加算コード19に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード 20	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード20を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 20	数字	8	可変	1 加算コード20に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード 21	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード21を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 21	数字	8	可変	1 加算コード21に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード 22	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード22を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 22	数字	8	可変	1 加算コード22に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
加算コード 23	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード23を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 23	数字	8	可変	1 加算コード23に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード 24	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード24を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 24	数字	8	可変	1 加算コード24に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード 25	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード25を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 25	数字	8	可変	1 加算コード25に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード 26	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード26を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 26	数字	8	可変	1 加算コード26に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード 27	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード27を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 27	数字	8	可変	1 加算コード27に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード 28	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード28を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 28	数字	8	可変	1 加算コード28に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
加算コード 29	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード29を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 29	数字	8	可変	1 加算コード29に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード 30	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード30を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 30	数字	8	可変	1 加算コード30に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード 31	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード31を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 31	数字	8	可変	1 加算コード31に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード 32	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード32を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 32	数字	8	可変	1 加算コード32に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード 33	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード33を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 33	数字	8	可変	1 加算コード33に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
加算コード 34	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード34を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 34	数字	8	可変	1 加算コード34に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
加算コード 35	英数	5	可変	1 別に定める加算コードを記録する。 2 加算コード35を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
加算数量データ 35	数字	8	可変	1 加算コード35に数量データを必要とする場合は、別に規定する単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
点数	数字	7	可変	1 診療行為の点数を記録する。 2 有効桁数が7桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 点数を記録しない場合は、記録を省略する。	点数・回数算定単位内の最終レコードのみ記録する。
金額	数字	9	可変	1 診療行為の金額を記録する。 2 有効桁数が9桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 金額を記録しない場合は、記録を省略する。	金額・回数算定単位内の最終レコードのみ記録する。
回数	数字	3	可変	1 診療行為の回数を記録する。 2 有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	1 点数・金額・回数算定単位内の回数は、同一の回数を記録する。 2 回数は、算定日情報の1日の情報から31日の情報の合計値と一致する。
1日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	1 点数・金額・回数算定単位内の算定日情報は、同一日に同一回数を記録する。 2 記録は必須とする。 3 算定日情報の1日の情報から31日の情報の合計値は、回数と一致する。
2日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
3日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
4日の情報 ～ 28日の情報	数字	3	可変		
29日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
30日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
31日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	

注 診療行為数量データ2は、6歳未満の患者の自己血貯血及び自己血輸血における体重データを記録する。

(イ) 労災医科診療行為レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“RI”を記録する。	
診療識別	数字	2	可変	1 診療識別コード（別表16）を記録する。 2 診療識別を必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
診療行為コード	数字	9	固定	別に定める診療行為コードを記録する。	
数量データ	数字	8	可変	1 数量データを必要とする診療行為の場合は、診療行為コードで規定している単位で整数値を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない診療行為の場合は、記録を省略する。	
点数	数字	7	可変	1 診療行為の点数を記録する。 2 有効桁数が7桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 点数を記録しない場合は、記録を省略する。	点数・回数算定単位内の最終レコードのみ記録する。
金額	数字	9	可変	1 診療行為の金額を記録する。 2 有効桁数が9桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 金額を記録しない場合は、記録を省略する。	金額・回数算定単位内の最終レコードのみ記録する。
回数	数字	3	可変	1 診療行為の回数を記録する。 2 有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	1 点数・金額・回数算定単位内の回数は、同一の回数を記録する。 2 回数は、算定日情報の1日の情報から31日の情報の合計値と一致する。
1日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	1 点数・金額・回数算定単位内の算定日情報は、同一日に同一回数を記録する。
2日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	2 記録は必須とする。
3日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	3 算定日情報の1日の情報から31日の情報の合計値は、回数と一致する。
4日の情報 ～ 28日の情報	数字	3	可変		
29日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
30日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
31日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	

(ウ) 医薬品レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“IV”を記録する。	
診療識別	数字	2	可変	1 診療識別コード（別表16）を記録する。 2 診療識別を必要としない医薬品の場合は、記録を省略する。	
予備1	英数	1	可変	記録を省略する。	
医薬品コード	数字	9	固定	別に定める医薬品コードを記録する。	
使用量	英数	11	可変	1 医薬品の使用量は、整数部5桁、小数部5桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 2 有効桁数が11桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 使用量を記録しない場合は、記録を省略する。	
点数	数字	7	可変	1 医薬品の点数を記録する。 2 有効桁数が7桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 点数を記録しない場合は、記録を省略する。	点数・回数算定単位内の最終レコードのみ記録する。
回数	数字	3	可変	1 医薬品の回数を記録する。 2 有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	1 点数・回数算定単位内の回数は、同一の回数を記録する。 2 回数は、算定日情報の1日の情報から31日の情報の合計値と一致する。
医薬品区分	英数	1	可変	1 医薬品区分コード（別表17）を記録する。 2 医薬品区分コードを記録しない場合は、記録を省略する。	
1日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	1 点数・金額・回数算定単位内の算定日情報は、同一日に同一回数を記録する。 2 記録は必須とする。
2日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	3 算定日情報の1日の情報から31日の情報の合計値は、回数と一致する。
3日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
4日の情報 ～ 28日の情報	数字	3	可変		
29日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
30日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
31日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	

注 表面麻酔薬（OA）及び歯又は顎単位に使用する特定薬剤の記録については、巻末の別添を参照。

(エ) 特定器材レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“T0”を記録する。	
診療識別	数字	2	可変	1 診療識別コード（別表18）を記録する。 2 診療識別を必要としない特定器材の場合は、記録を省略する。	
予備1	英数	1	可変	記録を省略する。	
特定器材コード	数字	9	固定	1 別に定める特定器材コードを記録する。 2 未コード化特定器材については“777770000”を記録する。	
使用量	英数	9	可変	1 特定器材の使用量は、整数部5桁、小数部3桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 2 有効桁数が9桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 使用量がない場合は、記録を省略する。	
単位コード	数字	3	可変	1 特定器材単位コード（別表19）を記録する。 2 単位が規定されている特定器材コードの場合は、記録を省略しても差し支えない。 3 使用量がない場合は、記録を省略する。	
単価	英数	11	可変	1 材料価格は、整数部8桁、小数部2桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 2 有効桁数が11桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 単価が規定されている特定器材コードの場合は、記録を省略しても差し支えない。 4 単価がない場合は、記録を省略する。	
特定器材加算等コード1	数字	9	可変	1 特定器材加算等コード（別表20）を記録する。 2 特定器材加算等コード1を必要としない場合は、記録を省略する。	
特定器材加算等数量データ1	英数	9	可変	1 特定器材加算等コード1に数量データを必要とする場合は、整数部5桁、小数部3桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 2 有効桁数が9桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
特定器材加算等コード2	数字	9	可変	1 特定器材加算等コード（別表20）を記録する。 2 特定器材加算等コード2を必要としない場合は、記録を省略する。	
特定器材加算等数量データ2	英数	9	可変	1 特定器材加算等コード2に数量データを必要とする場合は、整数部5桁、小数部3桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 2 有効桁数が9桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合は、記録を省略する。	
特定器材名称・商品名及び規格又はサイズ	漢字	300	可変	1 未コード化特定器材の場合は、告示名を記録する。 2 商品名及び規格又はサイズを記録する。 3 特定器材名称、商品名及び規格又はサイズが300バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。	

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
点数	数字	7	可変	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定器材の点数を記録する。 2 有効桁数が7桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 点数を記録しない場合は、記録を省略する。 	点数・回数算定単位内の最終レコードのみ記録する。
回数	数字	3	可変	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定器材の回数を記録する。 2 有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 回数を記録しない場合は、記録を省略する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 点数・回数算定単位内の回数は、同一の回数を記録する。 2 回数は、算定日情報の1日の情報から31日の情報の合計値と一致する。
1日の情報	数字	3	可変	<ol style="list-style-type: none"> 1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 点数・金額・回数算定単位内の算定日情報は、同一日に同一回数を記録する。 2 記録は必須とする。 3 算定日情報の1日の情報から31日の情報の合計値は、回数と一致する。
2日の情報	数字	3	可変	<ol style="list-style-type: none"> 1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。 	
3日の情報	数字	3	可変	<ol style="list-style-type: none"> 1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。 	
4日の情報 ～ 28日の情報	数字	3	可変		
29日の情報	数字	3	可変	<ol style="list-style-type: none"> 1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。 	
30日の情報	数字	3	可変	<ol style="list-style-type: none"> 1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。 	
31日の情報	数字	3	可変	<ol style="list-style-type: none"> 1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。 	

(オ) コメントレコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“C0”を記録する。	
診療識別	数字	2	可変	1 診療識別コード（別表18）を記録する。 2 診療識別を必要としないコメントの場合は、記録を省略する。	
予備1	英数	1	可変	記録を省略する。	
コメントコード	数字	9	固定	別に定めるコメントコードを記録する。	
文字データ	漢字	400	可変	1 各コメントコードに対応して、文字情報、数字情報又は別に定める修飾語コードを記録する。 2 文字データを要しないコメントコードの場合は、記録を省略する。 3 記録する文字データが400バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。	
歯式（コメント）	英数	384	可変	1 歯種コード4桁（別表12）＋状態コード1桁（別表13）＋部分コード1桁（別表14）の計6桁を1単位として記録する。 ただし、最大64単位までの記録を限度とする。 2 記録する際には、必ず6の倍数の桁数となる。 3 歯式の記録が必要のない場合は、記録を省略する。	
予備2	英数	1	可変	記録を省略する。	
予備3	英数	2	可変	記録を省略する。	
予備4	英数	3	可変	記録を省略する。	
予備5	数字	7	可変	記録を省略する。	
予備6	数字	7	可変	記録を省略する。	

キ 症状詳細情報
症状詳細レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“SJ”を記録する。	
症状詳細区分	数字	2	可変	1 症状詳細区分コード（別表21）を記録する。 2 同一症状詳細区分の症状詳細データを複数レコードにまたがって記録する場合は、後続レコードの症状詳細区分の記録を省略する。	
症状詳細データ	漢字	2400	可変	1 症状詳細を記録することができる。 2 記録する文字データが2400バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。	

注1 同一の症状詳細区分を複数記録する場合は、症状詳細の順に記録する。

2 症状詳細データ内で段落を分ける場合は、段落ごとに複数の症状詳細レコードに分けて記録する。

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）平成24年11月版

ク 労災診療費請求書情報
労災診療費請求書レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“RS”を記録する。	
病院・診療所の区分	英数	1	固定	病院・診療所区分コード（別表22）を記録する。	
請求書提出年月日	英数	7	固定	1 請求書提出年月日を和暦で年号区分コード（別表3）を含めた形で記録する。 2 数字“GYMMDD”の形式で記録する。	
都道府県労働局コード	数字	2	可変	1 初回分の請求については、「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する都道府県労働局コード（別表23）を記録する。 2 傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する都道府県労働局が不明である場合は、記録を省略しても差し支えない。 3 継続分の請求については、記録を省略する。	
労働基準監督署コード	数字	2	可変	1 初回分の請求については、「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署コード（別表24）を記録する。 2 傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署が不明である場合は、記録を省略しても差し支えない。 3 継続分の請求については、記録を省略する。	
指定病院等の番号	数字	7	固定	労災保険指定医療機関番号7桁（医療機関に所在地を管轄する都道府県労働局が医療機関ごとに振り出した番号）を記録する。	
郵便番号	数字	7	可変	1 労災保険指定医療機関の郵便番号を記録する。 2 郵便番号の記録は任意であり、記録しない場合は記録を省略する。	
医療機関所在地	漢字	80	可変	1 労災保険指定医療機関の所在地を記録する。 2 医療機関所在地が80バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。	
医療機関責任者氏名	漢字	40	可変	1 労災保険指定医療機関の責任者の姓名を記録する。 2 姓と名の間に“スペース”を1桁記録する。 3 姓名が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。 4 英数モードと漢字モードの文字を混在して記録しない。	
労災診療費単価	数字	4	固定	1 法人税法施行規則第5条第1号から第5号までに掲げる要件のすべてを満たす労災保険指定医療機関（いわゆる「非課税医療機関」）は、「1150」を記録する。 2 非課税医療機関でない労災保険指定医療機関は、「1200」を記録する。	
請求金額	数字	9	可変	1 労災診療費請求書単位の各レセプトの合計額を合算して記録する。 2 有効桁数が9桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 複数ボリュームに分割して記録した場合、労災診療費請求書単位の最終ボリューム以外は、記録を省略する。	
内訳書添付枚数	数字	3	可変	1 労災診療費請求書単位のレセプト件数を合計して記録する。 2 有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 複数ボリュームに分割して記録した場合、労災診療費請求書単位の最終ボリューム以外は、記録を省略する。	1 ファイルに添付できる内訳書添付枚数は、最大で997枚とする。
マルチボリューム識別情報	数字	2	固定	労災診療費請求書単位の最終ボリューム以外の場合は、“01”から昇順に2桁の連続番号を記録し、最終ボリュームの場合は“99”を記録する。	

注 GYMMDD のG は年号区分コード（別表3）、YY は和暦年、MM は月、DD は日を示す。

各種コードに関する事項

別表1 都道府県コード

コード名	コード	内容
都道府県コード	01	北海道
	02	青森
	03	岩手
	04	宮城
	05	秋田
	06	山形
	07	福島
	08	茨城
	09	栃木
	10	群馬
	11	埼玉
	12	千葉
	13	東京
	14	神奈川
	15	新潟
	16	富山
	17	石川
	18	福井
	19	山梨
	20	長野
	21	岐阜
	22	静岡
	23	愛知
	24	三重
	25	滋賀
	26	京都
	27	大阪
	28	兵庫
	29	奈良
	30	和歌山
	31	鳥取
	32	島根
	33	岡山
	34	広島
	35	山口
	36	徳島
	37	香川
	38	愛媛
	39	高知

コード名	コード	内容
都道府県コード	40	福岡
	41	佐賀
	42	長崎
	43	熊本
	44	大分
	45	宮崎
	46	鹿児島
	47	沖縄

別表2 点数表コード

コード名	コード	内容
点数表コード	3	歯科

別表3 年号区分コード

コード名	コード	内容
年号区分コード	1	明治
	2	大正
	3	昭和
	4	平成

別表4 施設基準届出コード

コード名	コード	内容
施設基準届出コード	01	補管（クラウン・ブリッジ維持管理料）
	02	歯援診（在宅療養支援歯科診療所）
	03	外来環（歯科外来診療環境体制加算）
	04	う蝕無痛（う蝕無痛窩洞形成加算）
	05	GTR（歯周組織再生誘導手術）
	06	医管（歯科治療総合医療管理料）
	07	在歯管（在宅患者歯科治療総合医療管理料）
	08	特連（歯科診療特別対応連携加算）
	09	手術歯根（手術時歯根面レーザー応用加算）
	10	歯技工（歯科技工加算）
	11	明細（明細書発行体制等加算）
	12	特イ術（広範囲顎骨支持型補綴物埋入手術）

注 平成24年3月診療分以前の場合、「08」特連（歯科診療特別対応連携加算）は障連（障害者歯科医療連携加算）と読み替える。

別表5 男女区分コード

コード名	コード	内容
男女区分コード	1	男
	2	女

別表6 病棟区分コード

コード名	コード	内容
病棟区分コード	01	精神
	02	結核
	07	療養

別表7 未来院請求コード

コード名	コード	内容
未来院請求コード	01	患者が理由なく来院しなくなった場合、患者の意思により治療を中止した場合、患者が死亡した場合であって試適又は装着の予定日より1月待った上で請求を行う場合。

別表8 業務災害・通勤災害コード

コード名	コード	内容
業務災害・通勤災害コード	1	業務災害
	3	通勤災害

別表9 帳票種別コード

コード名	コード	内容
帳票種別コード	2	34702 診療費請求内訳書（入院用）
	3	34703 診療費請求内訳書（入院外用）
	4	34704 診療費請求内訳書（入院用傷）
	5	34705 診療費請求内訳書（入院外用傷）

別表10 新継再別コード

コード名	コード	内容
新継再別コード	1	初診
	3	転医始診
	5	継続
	7	再発

別表11 転帰事由コード

コード名	コード	内容
転帰事由コード	1	治ゆ
	3	継続
	5	転医
	7	中止
	9	死亡

別表12 歯種コード

コード名	コード	内容
歯種コード	1000	口腔全体
	1001	上顎歯列
	1002	下顎歯列
	1003	右側上顎臼歯
	1004	上顎前歯
	1005	左側上顎臼歯
	1006	左側下顎臼歯
	1007	下顎前歯
	1008	右側下顎臼歯
	1010	右上顎歯列
	1020	左上顎歯列
	1030	左下顎歯列
	1040	右下顎歯列
	1011	右側上顎中切歯
	1012	右側上顎側切歯
	1013	右側上顎犬歯
	1014	右側上顎第1小臼歯
	1015	右側上顎第2小臼歯
	1016	右側上顎第1大臼歯
	1017	右側上顎第2大臼歯
	1018	右側上顎第3大臼歯
	1021	左側上顎中切歯
	1022	左側上顎側切歯
	1023	左側上顎犬歯
	1024	左側上顎第1小臼歯
	1025	左側上顎第2小臼歯
	1026	左側上顎第1大臼歯
	1027	左側上顎第2大臼歯
	1028	左側上顎第3大臼歯
	1031	左側下顎中切歯
	1032	左側下顎側切歯
	1033	左側下顎犬歯
	1034	左側下顎第1小臼歯
	1035	左側下顎第2小臼歯
	1036	左側下顎第1大臼歯
	1037	左側下顎第2大臼歯
	1038	左側下顎第3大臼歯
	1041	右側下顎中切歯
	1042	右側下顎側切歯
	1043	右側下顎犬歯
	1044	右側下顎第1小臼歯
	1045	右側下顎第2小臼歯
	1046	右側下顎第1大臼歯
	1047	右側下顎第2大臼歯
	1048	右側下顎第3大臼歯

コード名	コード	内容
歯種コード	1051	右側上顎乳中切歯
	1052	右側上顎乳側切歯
	1053	右側上顎乳犬歯
	1054	右側上顎第1乳臼歯
	1055	右側上顎第2乳臼歯
	1061	左側上顎乳中切歯
	1062	左側上顎乳側切歯
	1063	左側上顎乳犬歯
	1064	左側上顎第1乳臼歯
	1065	左側上顎第2乳臼歯
	1071	左側下顎乳中切歯
	1072	左側下顎乳側切歯
	1073	左側下顎乳犬歯
	1074	左側下顎第1乳臼歯
	1075	左側下顎第2乳臼歯
	1081	右側下顎乳中切歯
	1082	右側下顎乳側切歯
	1083	右側下顎乳犬歯
	1084	右側下顎第1乳臼歯
	1085	右側下顎第2乳臼歯
	101A	右側上顎中切歯近傍過剰歯
	101B	右側上顎側切歯近傍過剰歯
	101C	右側上顎犬歯近傍過剰歯
	101D	右側上顎第1小白歯近傍過剰歯
	101E	右側上顎第2小白歯近傍過剰歯
	101F	右側上顎第1大白歯近傍過剰歯
	101G	右側上顎第2大白歯近傍過剰歯
	101H	右側上顎第3大白歯近傍過剰歯
	102A	左側上顎中切歯近傍過剰歯
	102B	左側上顎側切歯近傍過剰歯
	102C	左側上顎犬歯近傍過剰歯
	102D	左側上顎第1小白歯近傍過剰歯
	102E	左側上顎第2小白歯近傍過剰歯
	102F	左側上顎第1大白歯近傍過剰歯
	102G	左側上顎第2大白歯近傍過剰歯
	102H	左側上顎第3大白歯近傍過剰歯
	103A	左側下顎中切歯近傍過剰歯
	103B	左側下顎側切歯近傍過剰歯
	103C	左側下顎犬歯近傍過剰歯
	103D	左側下顎第1小白歯近傍過剰歯
103E	左側下顎第2小白歯近傍過剰歯	
103F	左側下顎第1大白歯近傍過剰歯	
103G	左側下顎第2大白歯近傍過剰歯	
103H	左側下顎第3大白歯近傍過剰歯	

コード名	コード	内容
歯種コード	104A	右側下顎中切歯近傍過剰歯
	104B	右側下顎側切歯近傍過剰歯
	104C	右側下顎犬歯近傍過剰歯
	104D	右側下顎第1小臼歯近傍過剰歯
	104E	右側下顎第2小臼歯近傍過剰歯
	104F	右側下顎第1大臼歯近傍過剰歯
	104G	右側下顎第2大臼歯近傍過剰歯
	104H	右側下顎第3大臼歯近傍過剰歯
	105A	右側上顎乳中切歯近傍過剰歯
	105B	右側上顎乳側切歯近傍過剰歯
	105C	右側上顎乳犬歯近傍過剰歯
	105D	右側上顎第1乳臼歯近傍過剰歯
	105E	右側上顎第2乳臼歯近傍過剰歯
	106A	左側上顎乳中切歯近傍過剰歯
	106B	左側上顎乳側切歯近傍過剰歯
	106C	左側上顎乳犬歯近傍過剰歯
	106D	左側上顎第1乳臼歯近傍過剰歯
	106E	左側上顎第2乳臼歯近傍過剰歯
	107A	左側下顎乳中切歯近傍過剰歯
	107B	左側下顎乳側切歯近傍過剰歯
	107C	左側下顎乳犬歯近傍過剰歯
	107D	左側下顎第1乳臼歯近傍過剰歯
	107E	左側下顎第2乳臼歯近傍過剰歯
	108A	右側下顎乳中切歯近傍過剰歯
	108B	右側下顎乳側切歯近傍過剰歯
108C	右側下顎乳犬歯近傍過剰歯	
108D	右側下顎第1乳臼歯近傍過剰歯	
108E	右側下顎第2乳臼歯近傍過剰歯	

(注) 網掛けは任意コード、網掛け以外は必須コードである。

別表13 状態コード

コード名	コード	内容
状態コード	0	現存歯
	1	部（部を示す場合に使用）
	2	欠損歯
	3	支台歯
	4	分割抜歯支台（根）
	5	便宜抜髄支台歯
	6	残根
	7	部インプラント
	8	部近心隙
	9	近心位に存在

（注）網掛けは任意コード、網掛け以外は必須コードである。

別表14 部分コード

コード名	コード	内容
部分コード	0	部分指定なし
	1	遠心頬側根
	2	近心頬側根
	3	近心頬側根及び遠心頬側根
	4	舌側（口蓋）根
	5	舌側（口蓋）根及び遠心頬側根
	6	舌側（口蓋）根及び近心頬側根
	7	遠心根
	8	近心根

（注）網掛けは任意コード、網掛け以外は必須コードである。

別表15 病態移行コード

コード名	コード	内容
病態移行コード	1	病態移行前
	2	病態移行後

別表16 主傷病コード

コード名	コード	内容
主傷病コード	01	主傷病（主）

別表17 医薬品区分コード

コード名	コード	内容	
		入院	入院外
医薬品区分コード	1	/	内服薬剤
	2		屯服薬剤
	3		外用薬剤
	4		注射薬剤
	5	麻酔・処置・手術等で使用する薬剤（6・7以外）	
	6	歯科麻酔薬剤	
	7	特定薬剤	

別表18 診療識別コード（歯科）

コード名	入院		入院外			
	コード	診療識別	コード	診療識別		
診療識別コード （歯科）	01	全体に係る識別コード	11	初診		
	11	初診	12	再診		
	13	管理	13	管理		
	14	在宅	21	投薬・注射		
	21	投薬	内服	31	X線検査	
	22		屯服	41	処置・手術	
	23		外用	42		処置・手術1
	24		調剤	43		処置・手術2
	26		麻毒	44		処置・手術3
	27		調基	54	麻酔	
	31		注射	皮下筋肉内	61	歯冠修復・欠損補綴
	32	静脈内		62	修復・補綴1	
	33	その他		63	修復・補綴2	
	39	薬剤料減点	64	修復・補綴3		
	40	処置	80	修復・補綴（その他）		
	50	手術	99	全体のその他		
	54	麻酔		摘要		
	60	検査・病理				
	70	画像診断				
	80	その他				
	90	入院	入院基本料			
	92		特定入院料・その他			
	97	食事療養				
	99	全体に係る識別コード				

別表19 特定器材単位コード

コード名	コード	内容
特定器材単位コード	001	分
	002	回
	003	種
	004	箱
	005	巻
	006	枚
	007	本
	008	組
	009	組
	010	個
	011	裂
	012	方向
	013	トローチ
	014	アンプル
	015	カプセル
	016	錠
	017	丸
	018	包
	019	瓶
	020	袋
	021	瓶（袋）
	022	管
	023	シリンジ
	024	回分
	025	テスト分
	026	ガラス筒
	027	桿錠
	028	単位
	029	万単位
	030	フィート
	031	滴
	032	mg
	033	g
	034	kg
	035	cc
	036	mL
	037	L
	038	mLV
	039	バイアル
	040	cm
	041	cm ²
	042	m
	043	μCi
	044	mCi
	045	μg

コード名	コード	内容
特定器材単位コード	046	管（瓶）
	047	筒
	048	GBq
	049	MBq
	050	KBq
	051	キット
	052	国際単位
	053	患者当り
	054	気圧
	055	缶
	056	手術当り
	057	容器
	058	mL（g）
	059	ブリスター
060	シート	

別表20 特定器材加算等レコード

コード名	コード	内容
特定器材加算等コード	770020070	酸素補正率（1.3）
	770030070	高圧酸素治療加算 ※要 治療に係る気圧数
	799990070	フィルム料 6歳未満乳幼児加算

別表2-1 症状詳記区分レコード

コード名		コード	内容
症状詳記区分 コード	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第1条第2項の規定に基づく診療報酬明細書の場合	01	患者の主たる疾患（合併症を含む。）の診断根拠となった臨床症状
		02	患者の主たる疾患（合併症を含む。）の診断根拠となった臨床症状の診察・検査所見
		03	主な治療行為（手術、処置、薬物治療等）の必要性
		04	主な治療行為（手術、処置、薬物治療等）の経過
		05	診療報酬明細書の合計点数が100万点以上の場合における薬剤に係る症状等
		06	診療報酬明細書の合計点数が100万点以上の場合における処置に係る症状等
		07	その他
	治験概要の添付が必要な診療報酬明細書の場合	50	厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第1条第2号及び第3号の規定に基づく薬事法に規定する治験に係る治験概要
	疾患別リハビリテーションに係る治療継続の理由等の記載の必要な診療報酬明細書の場合	51	疾患別リハビリテーション（心大血管疾患、脳血管疾患等、運動器及び呼吸器）に係る治療継続の理由等の記載
	廃用症候群に係る評価表	52	廃用症候群に該当するものとして脳血管疾患等リハビリテーション料を算定する場合の、廃用をもたらすに至った要因等の記載
上記以外の診療報酬明細書の場合	90	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第1条第2項の規定に基づく診療報酬明細書以外の診療報酬明細書の症状詳記	

別表2-2 病院・診療所区分コード

コード名	コード	内容
病院・診療所区分コード	1	病院（病床数200床以上）
	2	病院（病床数200床未満）
	3	診療所

別表23 都道府県労働局コード

コード名	コード	内容
都道府県労働局コード	01	北海道労働局
	02	青森労働局
	03	岩手労働局
	04	宮城労働局
	05	秋田労働局
	06	山形労働局
	07	福島労働局
	08	茨城労働局
	09	栃木労働局
	10	群馬労働局
	11	埼玉労働局
	12	千葉労働局
	13	東京労働局
	14	神奈川労働局
	15	新潟労働局
	16	富山労働局
	17	石川労働局
	18	福井労働局
	19	山梨労働局
	20	長野労働局
	21	岐阜労働局
	22	静岡労働局
	23	愛知労働局
	24	三重労働局
	25	滋賀労働局
	26	京都労働局
	27	大阪労働局
	28	兵庫労働局
	29	奈良労働局
	30	和歌山労働局
	31	鳥取労働局
	32	島根労働局
	33	岡山労働局
	34	広島労働局
	35	山口労働局
	36	徳島労働局
	37	香川労働局
	38	愛媛労働局
	39	高知労働局
	40	福岡労働局
	41	佐賀労働局
	42	長崎労働局
	43	熊本労働局
	44	大分労働局
	45	宮崎労働局
	46	鹿児島労働局
	47	沖縄労働局

別表24 労働基準監督署コード

コード名	局名	コード	内容
労働基準監督署コード	北海道労働局	01	札幌中央労働基準監督署
		02	函館労働基準監督署
		03	小樽労働基準監督署
		04	岩見沢労働基準監督署
		05	旭川労働基準監督署
		06	帯広労働基準監督署
		07	滝川労働基準監督署
		08	北見労働基準監督署
		09	室蘭労働基準監督署
		10	釧路労働基準監督署
		11	名寄労働基準監督署
		12	小樽労働基準監督署倶知安支署
		13	留萌労働基準監督署
		14	稚内労働基準監督署
		15	浦河労働基準監督署
		17	苫小牧労働基準監督署
		18	札幌東労働基準監督署
		青森労働局	01
	02		弘前労働基準監督署
	03		八戸労働基準監督署
	04		五所川原労働基準監督署
	05		十和田労働基準監督署
	06		むつ労働基準監督署
	岩手労働局	01	盛岡労働基準監督署
		02	宮古労働基準監督署
		03	花巻労働基準監督署
		04	釜石労働基準監督署
		05	一関労働基準監督署
		06	二戸労働基準監督署
		07	大船渡労働基準監督署
	宮城労働局	01	仙台労働基準監督署
		02	石巻労働基準監督署
		03	古川労働基準監督署
		04	大河原労働基準監督署
		06	瀬峰労働基準監督署
	秋田労働局	01	秋田労働基準監督署
		02	能代労働基準監督署
		03	大館労働基準監督署
		04	横手労働基準監督署
		05	大曲労働基準監督署
		06	本荘労働基準監督署

コード名	局名	コード	内容
労働基準監督署コード	山形労働局	01	山形労働基準監督署
		02	米沢労働基準監督署
		03	庄内労働基準監督署
		05	新庄労働基準監督署
		06	村山労働基準監督署
	福島労働局	01	福島労働基準監督署
		02	郡山労働基準監督署
		03	いわき労働基準監督署
		04	会津労働基準監督署
		05	須賀川労働基準監督署
		06	白河労働基準監督署
		07	喜多方労働基準監督署
		08	相馬労働基準監督署
		09	富岡労働基準監督署
	茨城労働局	01	水戸労働基準監督署
		02	日立労働基準監督署
		03	土浦労働基準監督署
		04	筑西労働基準監督署
		05	古河労働基準監督署
		07	常総労働基準監督署
		08	龍ヶ崎労働基準監督署
		09	鹿嶋労働基準監督署
	栃木労働局	01	宇都宮労働基準監督署
		02	足利労働基準監督署
		03	栃木労働基準監督署
		05	鹿沼労働基準監督署
		06	大田原労働基準監督署
		07	日光労働基準監督署
		08	真岡労働基準監督署
	群馬労働局	01	高崎労働基準監督署
		02	前橋労働基準監督署
		04	桐生労働基準監督署
		05	太田労働基準監督署
		06	沼田労働基準監督署
		07	藤岡労働基準監督署
		08	中之条労働基準監督署

コード名	局名	コード	内容
労働基準監督署コード	埼玉労働局	01	さいたま労働基準監督署
		02	川口労働基準監督署
		04	熊谷労働基準監督署
		05	川越労働基準監督署
		06	春日部労働基準監督署
		07	所沢労働基準監督署
		08	行田労働基準監督署
		09	秩父労働基準監督署
		千葉労働局	01
	02		船橋労働基準監督署
	03		柏労働基準監督署
	04		銚子労働基準監督署
	06		木更津労働基準監督署
	07		茂原労働基準監督署
	08		成田労働基準監督署
	09		東金労働基準監督署
	東京労働局	01	中央労働基準監督署
		03	上野労働基準監督署
		04	三田労働基準監督署
		05	品川労働基準監督署
		06	大田労働基準監督署
		07	渋谷労働基準監督署
		08	新宿労働基準監督署
		09	池袋労働基準監督署
		10	王子労働基準監督署
		11	足立労働基準監督署
		12	向島労働基準監督署
		13	亀戸労働基準監督署
		14	江戸川労働基準監督署
		15	八王子労働基準監督署
		16	立川労働基準監督署
		17	青梅労働基準監督署
		18	三鷹労働基準監督署
		19	八王子労働基準監督署町田支署
		20	小笠原総合事務所
	神奈川労働局	01	横浜南労働基準監督署
		02	鶴見労働基準監督署
		03	川崎南労働基準監督署
		04	川崎北労働基準監督署
		05	横須賀労働基準監督署
		06	横浜北労働基準監督署
		07	平塚労働基準監督署
08		藤沢労働基準監督署	
09		小田原労働基準監督署	
10		厚木労働基準監督署	
11		相模原労働基準監督署	
12		横浜西労働基準監督署	

コード名	局名	コード	内容
労働基準監督署コード	新潟労働局	01	新潟労働基準監督署
		02	長岡労働基準監督署
		03	上越労働基準監督署
		04	三条労働基準監督署
		06	新発田労働基準監督署
		07	新津労働基準監督署
		08	小出労働基準監督署
		09	十日町労働基準監督署
		11	佐渡労働基準監督署
	富山労働局	01	富山労働基準監督署
		02	高岡労働基準監督署
		03	魚津労働基準監督署
		04	砺波労働基準監督署
	石川労働局	01	金沢労働基準監督署
		02	小松労働基準監督署
		03	七尾労働基準監督署
		05	穴水労働基準監督署
	福井労働局	01	福井労働基準監督署
		02	敦賀労働基準監督署
		03	武生労働基準監督署
		04	大野労働基準監督署
	山梨労働局	01	甲府労働基準監督署
		02	都留労働基準監督署
		03	鵜沢労働基準監督署
	長野労働局	01	松本労働基準監督署
		02	長野労働基準監督署
		03	岡谷労働基準監督署
		04	上田労働基準監督署
		05	飯田労働基準監督署
		06	中野労働基準監督署
		07	小諸労働基準監督署
		08	伊那労働基準監督署
		10	大町労働基準監督署

コード名	局名	コード	内容
労働基準監督署コード	岐阜労働局	01	岐阜労働基準監督署
		02	大垣労働基準監督署
		03	高山労働基準監督署
		04	多治見労働基準監督署
		05	関労働基準監督署
		06	恵那労働基準監督署
		07	岐阜八幡労働基準監督署
	静岡労働局	01	浜松労働基準監督署
		02	静岡労働基準監督署
		03	沼津労働基準監督署
		05	三島労働基準監督署
		06	富士労働基準監督署
		07	磐田労働基準監督署
		08	島田労働基準監督署
	愛知労働局	01	名古屋北労働基準監督署
		02	名古屋南労働基準監督署
		03	名古屋東労働基準監督署
		04	豊橋労働基準監督署
		06	岡崎労働基準監督署
		07	一宮労働基準監督署
		08	半田労働基準監督署
		09	津島労働基準監督署
		10	瀬戸労働基準監督署
		11	刈谷労働基準監督署
		12	岡崎労働基準監督署西尾支署
		13	江南労働基準監督署
		14	名古屋西労働基準監督署
		15	豊田労働基準監督署
		三重労働局	01
	02		松阪労働基準監督署
	03		津労働基準監督署
	04		伊勢労働基準監督署
	06		伊賀労働基準監督署
	07		熊野労働基準監督署

コード名	局名	コード	内容
労働基準監督署コード	滋賀労働局	01	大津労働基準監督署
		02	彦根労働基準監督署
		04	東近江労働基準監督署
	京都労働局	01	京都上労働基準監督署
		02	京都下労働基準監督署
		03	京都南労働基準監督署
		04	福知山労働基準監督署
		05	舞鶴労働基準監督署
		06	丹後労働基準監督署
		07	園部労働基準監督署
	大阪労働局	01	大阪中央労働基準監督署
		02	大阪南労働基準監督署
		04	天満労働基準監督署
		05	大阪西労働基準監督署
		06	西野田労働基準監督署
		07	淀川労働基準監督署
		08	東大阪労働基準監督署
		09	岸和田労働基準監督署
		10	堺労働基準監督署
		11	羽曳野労働基準監督署
		12	北大阪労働基準監督署
		13	泉大津労働基準監督署
		14	茨木労働基準監督署
		兵庫労働局	01
	02		神戸西労働基準監督署
	03		尼崎労働基準監督署
	04		姫路労働基準監督署
	05		伊丹労働基準監督署
	06		西宮労働基準監督署
	07		加古川労働基準監督署
	08		西脇労働基準監督署
	09		但馬労働基準監督署
	10		相生労働基準監督署
	11		淡路労働基準監督署
	奈良労働局	01	奈良労働基準監督署
		02	葛城労働基準監督署
		03	桜井労働基準監督署
		04	大淀労働基準監督署
	和歌山労働局	01	和歌山労働基準監督署
		02	御坊労働基準監督署
		03	橋本労働基準監督署
		04	田辺労働基準監督署
		05	新宮労働基準監督署

コード名	局名	コード	内容
労働基準監督署コード	鳥取労働局	01	鳥取労働基準監督署
		02	米子労働基準監督署
		03	倉吉労働基準監督署
	島根労働局	01	松江労働基準監督署
		02	出雲労働基準監督署
		03	浜田労働基準監督署
		04	益田労働基準監督署
	岡山労働局	01	岡山労働基準監督署
		02	倉敷労働基準監督署
		04	津山労働基準監督署
		05	笠岡労働基準監督署
		06	和気労働基準監督署
		07	新見労働基準監督署
	広島労働局	01	広島中央労働基準監督署
		02	呉労働基準監督署
		03	福山労働基準監督署
		04	三原労働基準監督署
		05	尾道労働基準監督署
		06	三次労働基準監督署
		07	広島北労働基準監督署
	09	廿日市労働基準監督署	
	山口労働局	01	下関労働基準監督署
		02	宇部労働基準監督署
		03	徳山労働基準監督署
		04	下松労働基準監督署
		05	岩国労働基準監督署
		08	山口労働基準監督署
		09	萩労働基準監督署
	徳島労働局	01	徳島労働基準監督署
		02	鳴門労働基準監督署
		03	三好労働基準監督署
		04	阿南労働基準監督署
	香川労働局	01	高松労働基準監督署
		02	丸亀労働基準監督署
		03	坂出労働基準監督署
		04	観音寺労働基準監督署
		05	東かがわ労働基準監督署
	愛媛労働局	01	松山労働基準監督署
		02	新居浜労働基準監督署
		03	今治労働基準監督署
		04	八幡浜労働基準監督署
		05	宇和島労働基準監督署
高知労働局	01	高知労働基準監督署	
	02	須崎労働基準監督署	
	03	四万十労働基準監督署	
	04	安芸労働基準監督署	

コード名	局名	コード	内容
労働基準監督署コード	福岡労働局	01	福岡中央労働基準監督署
		02	大牟田労働基準監督署
		03	久留米労働基準監督署
		04	飯塚労働基準監督署
		06	北九州西労働基準監督署
		07	北九州東労働基準監督署
		08	北九州東労働基準監督署門司支署
		09	田川労働基準監督署
		10	直方労働基準監督署
		11	行橋労働基準監督署
		12	八女労働基準監督署
		13	福岡東労働基準監督署
		佐賀労働局	01
	02		唐津労働基準監督署
	03		武雄労働基準監督署
	04		伊万里労働基準監督署
	長崎労働局	01	長崎労働基準監督署
		02	佐世保労働基準監督署
		03	江迎労働基準監督署
		04	島原労働基準監督署
		05	諫早労働基準監督署
		06	対馬労働基準監督署
	熊本労働局	01	熊本労働基準監督署
		02	八代労働基準監督署
		03	玉名労働基準監督署
		04	人吉労働基準監督署
		05	天草労働基準監督署
		06	菊池労働基準監督署
	大分労働局	01	大分労働基準監督署
		02	中津労働基準監督署
		03	佐伯労働基準監督署
		04	日田労働基準監督署
		05	豊後大野労働基準監督署
	宮崎労働局	01	宮崎労働基準監督署
		02	延岡労働基準監督署
		03	都城労働基準監督署
		04	日南労働基準監督署
	鹿児島労働局	01	鹿児島労働基準監督署
		02	川内労働基準監督署
		03	鹿屋労働基準監督署
		04	加治木労働基準監督署
		07	名瀬労働基準監督署
	沖縄労働局	01	那覇労働基準監督署
		02	沖縄労働基準監督署
		03	名護労働基準監督署
		04	宮古労働基準監督署
		05	八重山労働基準監督署

各種コードに関する事項

別添

1 歯又は顎単位に標準点数を金額化したコードを用いて記録する場合

① 表面麻酔薬（0A）

下記の医薬品コードを用いて記録する。（使用量は省略）

コード	名称	金額
630010021	キシロカインポンプスプレー 8%（0A1～2歯）	24円
630010022	キシロカインポンプスプレー 8%（0A1／3顎）	55円
630010023	ネオザロカインパスタ（0A1～2歯）	24円
630010024	ネオザロカインパスタ（0A1／3顎）	55円
630010025	コーパロン歯科用表面麻酔液 6%（0A1～2歯）	24円
630010026	コーパロン歯科用表面麻酔液 6%（0A1／3顎）	55円
630010027	プロネスパスタアロマ（0A1～2歯）	24円
630010028	プロネスパスタアロマ（0A1／3顎）	55円
630010029	ハリケインゲル歯科用 20%（0A1～2歯）	24円
630010030	ハリケインゲル歯科用 20%（0A1／3顎）	55円
630010031	ハリケインリキッド歯科用 20%（0A1～2歯）	24円
630010032	ハリケインリキッド歯科用 20%（0A1／3顎）	55円
630010033	ビーゾカイン歯科用ゼリー 20%（0A1～2歯）	24円
630010034	ビーゾカイン歯科用ゼリー 20%（0A1／3顎）	55円
630010070	0A（1～2歯）	24円
630010071	0A（1／3顎）	55円

② 歯又は顎単位に使用される特定薬剤

下記の医薬品コードを用いて記録する。（使用量は省略）

（止血薬）

コード	名称	金額
630010035	歯科用 TDゼット液（1歯）	43円
630010036	歯科用 TDゼット・ゼリー（1歯）	44円

（口腔用軟膏剤）

コード	名称	金額
630010037	ケナログ口腔用軟膏 0.1%（1／3顎）	21円
630010038	ケナログ口腔用軟膏 0.1%（2／3顎）	42円
630010039	ケナログ口腔用軟膏 0.1%（1顎）	62円
630010040	アフタゾロン口腔用軟膏 0.1%（1／3顎）	19円
630010041	アフタゾロン口腔用軟膏 0.1%（2／3顎）	38円
630010042	アフタゾロン口腔用軟膏 0.1%（1顎）	58円
630010043	デルズン口腔用軟膏 0.1%（1／3顎）	14円
630010044	デルズン口腔用軟膏 0.1%（2／3顎）	28円
630010045	デルズン口腔用軟膏 0.1%（1顎）	42円

(パスタ)

コード	名称	金額
630010046	ヒノポロン口腔用軟膏（1歯）	5円
630010047	ヒノポロン口腔用軟膏（1／3顎）	11円
630010048	ヒノポロン口腔用軟膏（2／3顎）	23円
630010049	ヒノポロン口腔用軟膏（1顎）	34円
630010058	テラ・コートリル軟膏（1歯）	1円
630010059	テラ・コートリル軟膏（1／3顎）	3円
630010060	テラ・コートリル軟膏（2／3顎）	7円
630010061	テラ・コートリル軟膏（1顎）	10円
630010066	テトラ・コーチゾン軟膏（1歯）	2円
630010067	テトラ・コーチゾン軟膏（1／3顎）	4円
630010068	テトラ・コーチゾン軟膏（2／3顎）	8円
630010069	テトラ・コーチゾン軟膏（1顎）	11円

2 外用薬及び歯科用薬剤を用いて記録する場合

① 表面麻酔薬（OA）

下記の医薬品コードを用いて記録する。

（標準点数を円に換算後、薬価で逆算して算出した平均使用量を記録）

コード	名称	単位	薬価	区分	標準 点数	平均 使用量
620003854	キシロカインポンプスプレー 8%	g	23.7円	1歯～2歯	2.4点	1.01265
				1／3顎	5.5点	2.32067
689130003	ネオザロカインパスタ	g	112.5円	1歯～2歯	2.4点	0.21333
				1／3顎	5.5点	0.48888
628303101	コーパロン歯科用表面麻酔液 6%	枚	12.6円	1歯～2歯	2.4点	1.90476
				1／3顎	5.5点	4.36507
680412000	プロネスパスタアロマ	g	85.8円	1歯～2歯	2.4点	0.27972
				1／3顎	5.5点	0.64102
620006552	ハリケインゲル歯科用20%	g	72.3円	1歯～2歯	2.4点	0.33195
				1／3顎	5.5点	0.76071
620006553	ハリケインリキッド歯科用 20%	g	76.3円	1歯～2歯	2.4点	0.31537
				1／3顎	5.5点	0.72273
628305201	ビーズカイン歯科用ゼリー 20%	g	71.3円	1歯～2歯	2.4点	0.3366
				1／3顎	5.5点	0.77138
630010081	ジンジカインゲル20%	g	62.8円	1歯～2歯	2.4点	0.38216
				1／3顎	5.5点	0.87579

② 歯又は顎単位に使用される特定薬剤

下記の医薬品コードを用いて記録する。

（標準点数を円に換算後、薬価で逆算して算出した平均使用量を記録）

（止血薬）

コード	名称	単位	薬価	区分	標準点数	平均使用量
628305101	歯科用TD ゼット液	mL	285.6円	1 歯	4.3点	0.15056
689610002	歯科用TDゼット・ゼリー	g	296.1円	1 歯	4.4点	0.14859

（口腔用軟膏剤）

コード	名称	単位	薬価	区分	標準点数	平均使用量
620004800	ケナログ口腔用軟膏0.1%	g	69.4円	1 / 3 顎	2.1点	0.30259
				2 / 3 顎	4.2点	0.60518
				1 顎	6.2点	0.89337
620006368	アフタゾロン口腔用軟膏0.1%	g	63.9円	1 / 3 顎	1.9点	0.29734
				2 / 3 顎	3.8点	0.59467
				1 顎	5.8点	0.90766
620009027	デルゾン口腔用軟膏0.1%	g	47.0円	1 / 3 顎	1.4点	0.29787
				2 / 3 顎	2.8点	0.59574
				1 顎	4.2点	0.89361

（パスタ）

コード	名称	単位	薬価	区分	標準点数	平均使用量
628304801	ヒノポロン口腔用軟	g	169.7円	1 歯	0.5点	0.02946
				1 / 3 顎	1.1点	0.06482
				2 / 3 顎	2.3点	0.13553
				1 顎	3.4点	0.20035
662640163	テラ・コートリル軟膏	g	33.1円	1 歯	0.1点	0.03021
				1 / 3 顎	0.3点	0.09063
				2 / 3 顎	0.7点	0.21148
				1 顎	1.0点	0.30211
662640161	テトラ・コーチゾン軟膏	g	37.5円	1 歯	0.2点	0.05333
				1 / 3 顎	0.4点	0.10666
				2 / 3 顎	0.8点	0.21333
				1 顎	1.1点	0.29333